# 3505.輸出マニフェスト通関申告変 更(AEO通関業者用官署変更)

業務コード	内 容									
MEX	輸出マニフェスト通関申告変更(AEO通関 業者用官署変更)									

#### 1.業務概要

システムに登録されている輸出マニフェスト通関申告について、検査扱いになった輸出マニフェスト通関 申告を通関予定蔵置場管轄官署へ申告するための、申告情報の変更を行う。

本業務により申告変更された場合は、当初の輸出マニフェスト通関申告は申告撤回され、本業務により払い出される申告番号に申告内容を引き継ぐ。

本業務により引き継がれた申告情報を、通関予定蔵置場管轄官署宛へ申告するためには、「輸出マニフェスト通関申告(MEC)」業務による申告が必要である。

本業務により引き継がれた申告情報は、MEC業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

なお、本業務を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。

# 2. 入力者

通関業

#### 3.制限事項

なし。

## 4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

本業務が入力された日において認定通関業者であること。

輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている申告者と同一であること。

- (2) 入力項目チェック
  - (A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3)輸出マニフェスト通関申告DBチェック

入力された申告番号について、以下のチェックを行う。

入力された申告番号が輸出マニフェスト通関申告DBに存在すること。

入力されたHAWB番号が、輸出マニフェスト通関申告DBに登録されているHAWB番号と同一であること。

マニフェスト通関申告(予備申告を除く。)が行われていること。

審査区分が「検査扱い」であること。

審査終了されていないこと。

以下の登録がされていないこと。

「輸出等申告手作業移行」

「輸出等申告撤回」

輸出マニフェスト通関申告DBに登録されているあて先官署コードが、官署変更可能な税関官署であること。

輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている通関予定蔵置場の管轄税関官署が、官署変更可能な 税関官署であること。

輸出マニフェスト通関申告DBに登録されているあて先官署コードと、通関予定蔵置場の管轄税関官署が、異なる税関官署であること。

輸出マニフェスト通関申告DBに登録されているあて先官署コードと、通関予定蔵置場の管轄税関官署が、同一税関内であること。

輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている申告先種別コードに、特別通関貨物(税関の一般執務時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物)の旨が登録されていないこと。

(4)時間外執務要請届DBチェック

本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

当該入力者分の時間外執務要請届DBが存在すること。

本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(5)輸出貨物情報 DBチェック

入力されたHAWB番号について、以下のチェックを行う。

- (A) 入力されたHAWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。
- (B) 貨物手作業移行されていないこと。
- (C) 差止め貨物でないこと。
- (D) 貨物が無効となっていないこと。
- (E) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。
- (F) 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。
- (G)貨物取扱中でないこと。
- (H) 一括許可(保税運送兼用)が登録されていないこと。
- (I)以下の登録がされていないこと。
  - 「亡失届受理」
  - 「滅却承認」
  - 「その他の搬出承認」

# 5. 処理内容

(1)入力チェック処理

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

- (2)輸出マニフェスト通関申告撤回処理
  - (A)輸出マニフェスト通関申告DB処理

入力された申告番号について、以下の処理を行う。

輸出マニフェスト通関申告撤回された旨を輸出マニフェスト通関申告DBに登録する。 削除対象とする旨を輸出マニフェスト通関申告DBに登録する。

(B)輸出貨物情報 DB処理

入力されたHAWB番号について、輸出マニフェスト通関申告がされた旨を取り消す。

- (3) 申告変更(官署変更)処理
  - (A) 申告番号の払出し処理

申告番号を払い出す。

(B)輸出マニフェスト通関申告DB処理

払い出した申告番号について、以下の処理を行う。

- (a)入力された申告番号に係る輸出マニフェスト通関申告DBの登録内容を、払い出した申告番号に引き継ぐ。
- (b)払い出した申告番号が引き継いだ内容について、以下の登録内容の変更を行い、輸出マニフェスト 通関申告DBに登録する。

あて先官署コードを、通関予定蔵置場の管轄税関官署に変更する。

当初のあて先部門コードの登録を取り消す。

記事に、入力された申告番号に係る情報を登録する。 (詳細については後述の「特記事項」を参照。)

- (c) 本業務において払い出された旨を登録する。
- (4)時間外執務要請届使用実績DB処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績 D B に登録する。

# (5)注意喚起メッセージ出力処理

処理結果通知に、本業務において新規に払い出された申告番号について、MEC業務からの輸出マニフェスト通関申告が必要な旨の注意喚起メッセージを出力する。

# (6)出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

なお、輸出マニフェスト通関申告情報については「輸出マニフェスト通関申告呼出し(MED)」業 務の「出力項目表」を参照。

また、「申告番号」欄については、本業務において払い出された申告番号を出力する。

#### 6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出マニフェスト通関申告 情報	正常終了した場合	入力者

# 7 . 特記事項

## (1)「記事」欄の登録処理について

「記事」欄については、入力内容により以下の優先順位で編集し、輸入マニフェスト通関申告DBに 登録する。

## : スペース

項番	桁 条件	17	•	•	20	•			•	+	•	•	•	•	30	•	•	•	•	35		
1	17 桁目以降がスペ ースの場合	官署 コード <sup>*2</sup> (2桁)			コー	門 ·ド <sup>*2</sup> 桁)		申 <del>告</del> 番号*1(1						1 1 村	ī)	審査 区分 <sup>*3</sup> (1桁)						
2	17 桁目以降がスペ ースではなく、19 桁目以降がスペー スの場合	編集	なし		コー	署 ·ド*² 桁)	コー	門 ・ド <sup>*2</sup> 桁)					Ħ	申告番号*1(11桁)								
3	19 桁目以降がスペ ースではなく、24 桁目以降がスペー スの場合	編集なし									申告番号*1(11桁)											
4	24 桁目以降がスペ ースではなく、31 桁目以降がスペー スの場合	官署 部門 コード*2 コード*2 (2桁) (2桁)													-ド* <sup>2</sup>							
5	上記以外の場合	編集なし																				

- (\*1)入力された申告番号を登録する。
- (\*2)入力された申告番号に係るあて先官署コード及びあて先部門コードを登録する。
- (\*3) 入力された申告番号に係る審査区分選定時の審査区分を登録する。